

第 9 9 回

鳥栖市都市計画審議会説明資料

令和 6 年 1 1 月 8 日

鳥栖市都市計画審議会

第99回鳥栖市都市計画審議会説明資料

(諮問番号 1 1 1 号) 鳥栖基山都市計画ごみ処理場の決定

(諮問番号 1 1 2 号) 鳥栖基山都市計画汚物処理場の変更



令和6年11月8日

説明会の流れ

1. ごみ処理施設の概要
2. 次期リサイクル施設の候補地選定について
3. 次期リサイクル施設整備の概要
4. 生活環境影響調査について
5. し尿処理場の廃止の概要
6. 都市計画決定について
7. 都市計画原案の縦覧・公聴会について
8. 今後のスケジュール（予定）

1.ごみ処理施設の概要について

①次期ごみ処理施設整備の経緯

当初の計画



変更後



当初の計画では、建設地に焼却施設とリサイクル施設を整備する計画でしたが、建設地の一部から埋設物及び環境基準値を超える物質が確認されたため、建設地の見直しを実施

「次期リサイクル施設」の建設候補地は、鳥栖市が改めて選定することとなりました。

1.ごみ処理施設の概要について

②ごみ処理の現状

ごみ処理施設の管理運営：佐賀県東部環境施設組合（鳥栖市、神埼市、吉野ヶ里町、上峰町、みやき町）

佐賀東部クリーンエコランド（真木町）

●可燃ごみ

佐賀県東部環境施設組合が整備
令和6年4月稼働開始

リサイクルプラザ（みやき町）

●不燃ごみ・粗大ごみ・資源ごみ

鳥栖・三養基西部環境施設組合の施設を使用
施設の設置期限が令和11年3月まで



次期リサイクル施設を令和11年4月稼働に向けて整備

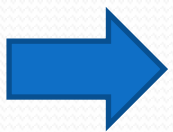
説明会の流れ

1. ごみ処理施設の概要
2. 次期リサイクル施設の候補地選定について
3. 次期リサイクル施設整備の概要
4. 生活環境影響調査について
5. し尿処理場の廃止の概要
6. 都市計画決定について
7. 都市計画原案の縦覧・公聴会について
8. 今後のスケジュール（予定）

2.次期リサイクル施設の候補地選定について

建設地決定までの経過

年 月	内 容
令和2年度	鳥栖市において次期リサイクル施設建設候補地選定を実施し、鳥栖市内から建設候補地を2か所選定
令和3年3月	鳥栖市が佐賀県東部環境施設組合へ建設候補地の選定結果を報告
4月	鳥栖市が立石町の建設候補地を優先交渉先に決定
8月	立石町区より建設同意を取得
12月	佐賀県東部環境施設組合において立石町を建設地に決定



令和4年度から、佐賀県東部環境施設組合が次期リサイクル施設整備事業に着手し、測量・設計・計画策定等の業務を行っています。

説明会の流れ

1. ごみ処理施設の概要
2. 次期リサイクル施設の候補地選定について
3. 次期リサイクル施設整備の概要
4. 生活環境影響調査について
5. し尿処理場の廃止の概要
6. 都市計画決定について
7. 都市計画原案の縦覧・公聴会について
8. 今後のスケジュール（予定）

3. 次期リサイクル施設整備の概要について

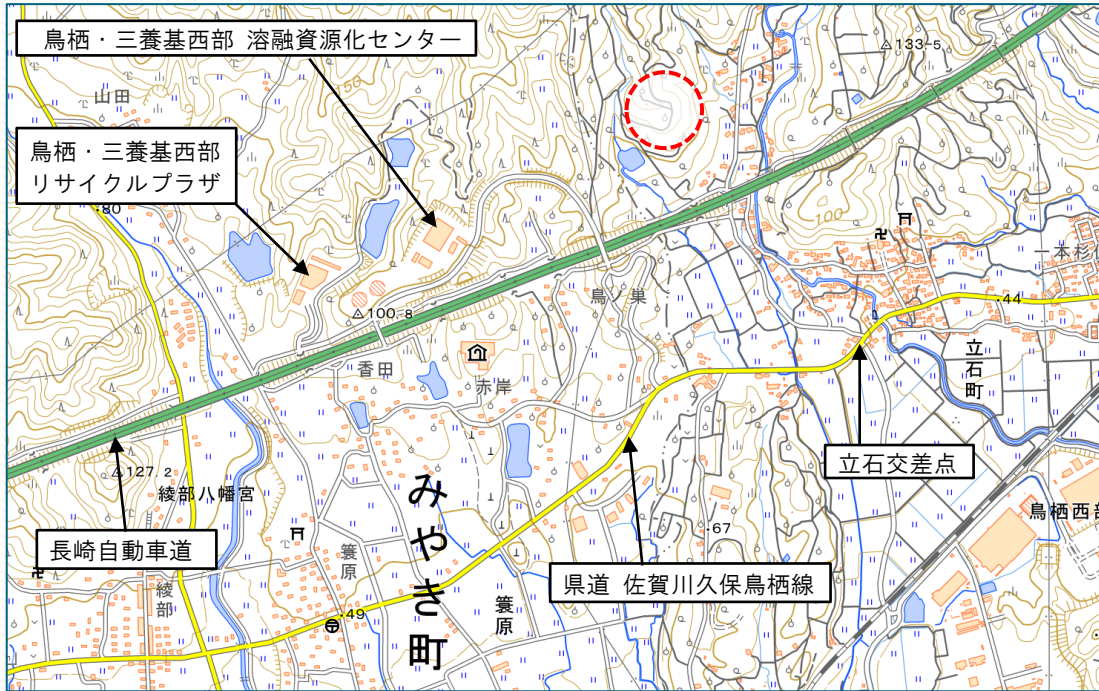
①施設整備スケジュール

次期リサイクル施設は、令和11年4月に稼働を開始する計画です。

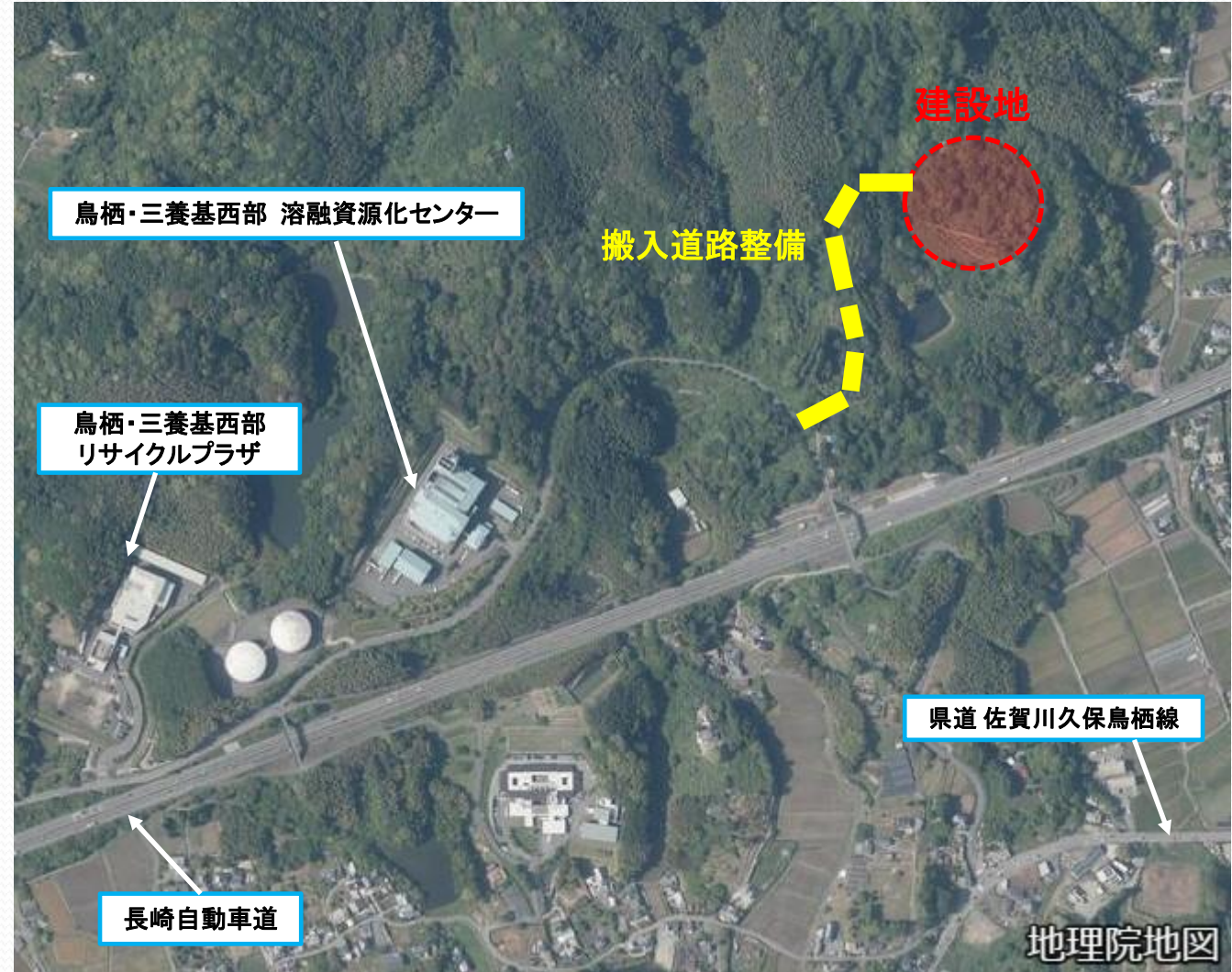
事業全体スケジュール(案)		R4				R5				R6				R7				R8				R9				R10				R11～
		4	7	10	1	4	7	10	1	4	7	10	1	4	7	10	1	4	7	10	1	4	7	10	1					
計 画	(1) 施設整備基本計画																													
	(2) PFI等導入可能性調査																													
調 査 等	(1) 測量調査																													
	(2) 地質調査																													
	(3) 生活環境影響調査																													
	(4) 文化財調査																													
造 成 関 係	(1) 敷地造成基本設計																													
	(2) 敷地造成実施設計																													
	(3) 敷地造成工事																													
施 設 工 事	(1) 事業者募集、選定																													
	(2) 施設建設工事																													
	(3) 施設運営・維持管理																													
手 続 等	(1) <u>都市計画決定</u>																													
	(2) 林地開発協議(保安林解除含む)等																													

3. 次期リサイクル施設整備の概要について

②建設地の位置・面積

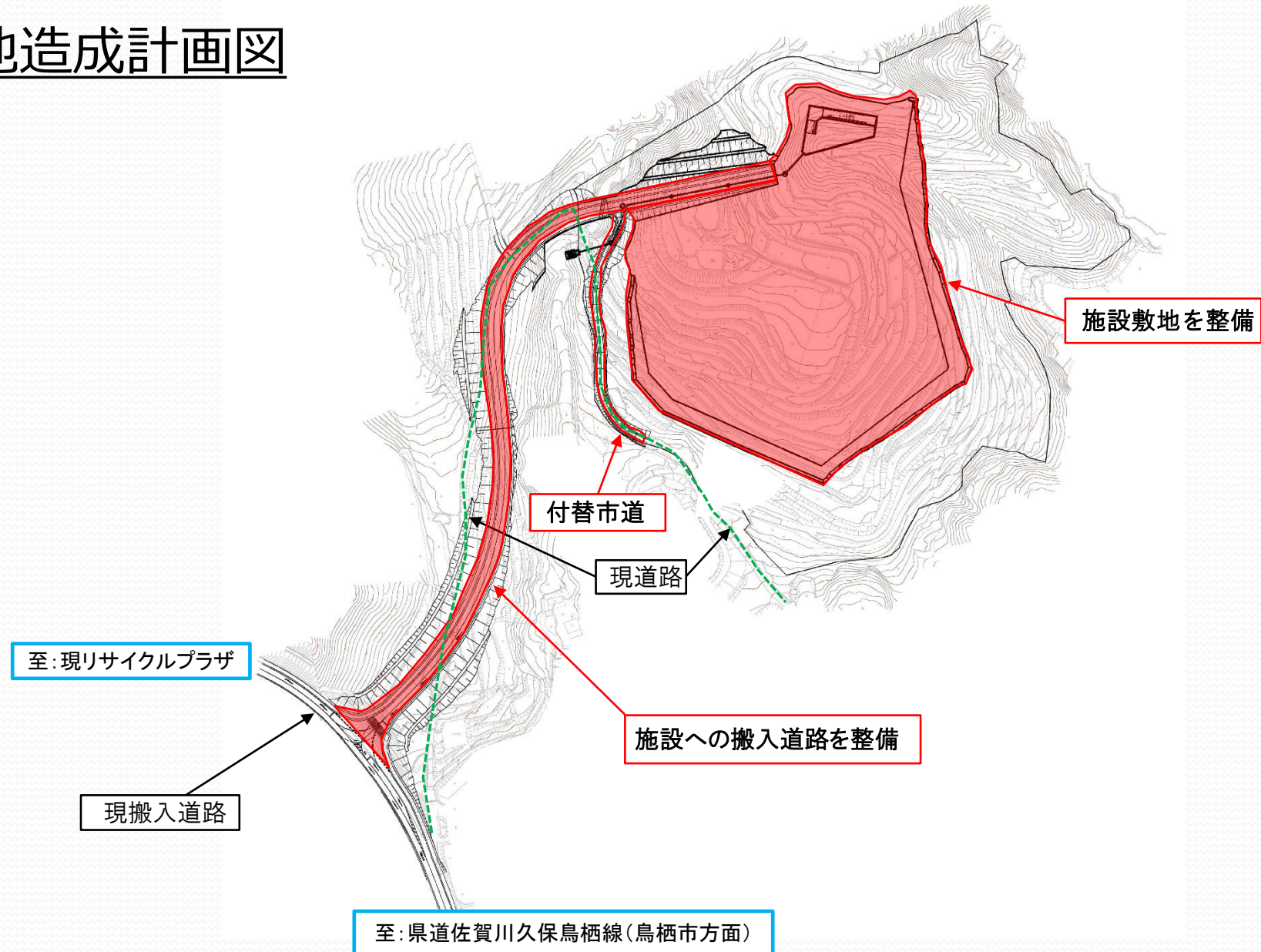


位置 鳥栖市立石町及びみやき町大字簗原
面積 約35,600m²



3. 次期リサイクル施設整備の概要について

③敷地造成計画図



3. 次期リサイクル施設整備の概要について

④建設地の条件、計画

建設地における都市計画条件、インフラ整備計画は次のとおりです。

都市計画	インフラ整備計画
①区域区分：市街化調整区域	①電気：高圧受電
②用途地域：なし	②用水：井戸水
③防火地域：なし	③排水 ・生活排水：下水道 ・工場排水：下水道
④高度地域：なし	
⑤建ぺい率：60%以下	④雨水排水：調整池にて調整後、放流
⑥容積率：100%以下	

3. 次期リサイクル施設整備の概要について

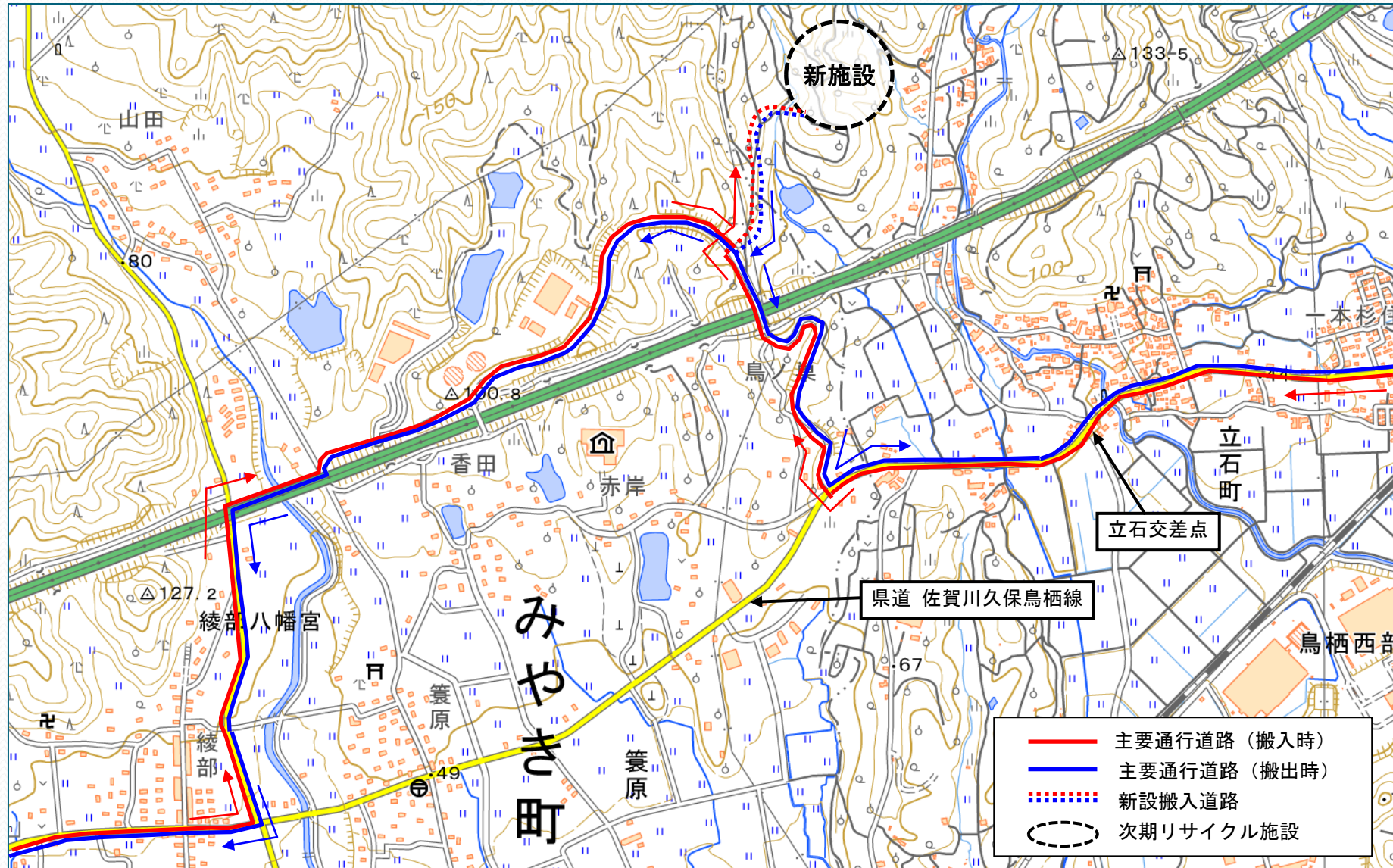
⑤施設で処理する対象物

処理対象物（搬入時の分別区分）		内 容
不燃ごみ		金属製品、ガラス・陶磁器類、家電類 [※] 等
粗大ごみ		家具、寝具、自転車 等
資源ごみ	紙類	新聞・チラシ、紙パック、段ボール、雑誌
	ビン類	生きビン、茶色ビン、無色ビン、その他ビン
	缶類（スチール缶、アルミ缶）	ジュース缶、ビール缶、食料品の缶、缶詰 等
	スプレー缶	整髪料、カセットボンベ 等
	ペットボトル	ジュース、調味料等のペットボトル
	白色トレイ	白色トレイ
	プラスチック製容器包装	卵パック、レジ袋、ペットボトルのふた・ラベル、色付きトレイ 等
	発泡スチロール	発泡スチロール
	布類	衣類、シーツ、タオルケット 等
	廃食用油	使用済みの天ぷら油 等
	有害ごみ	蛍光管、電球、乾電池、使い捨てライター、電子たばこ、モバイルバッテリー 等
	木くず、剪定枝	剪定枝 等

※家電リサイクル法に該当する家電（テレビ、冷蔵庫・冷凍庫、洗濯機・衣類乾燥機、エアコン）を除く

3. 次期リサイクル施設整備の概要について

⑥施設稼働後の主要搬出入経路



3. 次期リサイクル施設整備の概要について

⑦施設規模

2市3町において作成された「ごみ処理基本計画」における排出量の予測値に基づき、施設の処理規模を次のとおり設定します。

施設名	処理量（年間）	施設規模（日）	処理対象ごみ
①破砕・選別処理施設	4, 7 5 2 t	2 4 t	不燃ごみ、粗大ごみ、剪定枝
②ビン類選別施設	6 8 5 t	4 t	ビン類
③缶類選別・圧縮施設	1 5 2 t	1 t	アルミ缶、スチール缶
④スプレー缶ガス抜き施設	34 t	0.2 t	スプレー缶
⑤プラスチック類選別・ 圧縮梱包施設	4 2 6 t	3 t	ペットボトル、 容器包装プラスチック
⑥紙類圧縮成型施設	3 7 2 t	2 t	段ボール、紙パック
計		34.2 t	

3. 次期リサイクル施設整備の概要について

⑧概略配置計画（例）

周辺環境、搬入車両等の安全性を確保することはもとより、機能性や混雑時における渋滞発生等に配慮した配置計画例を示します。

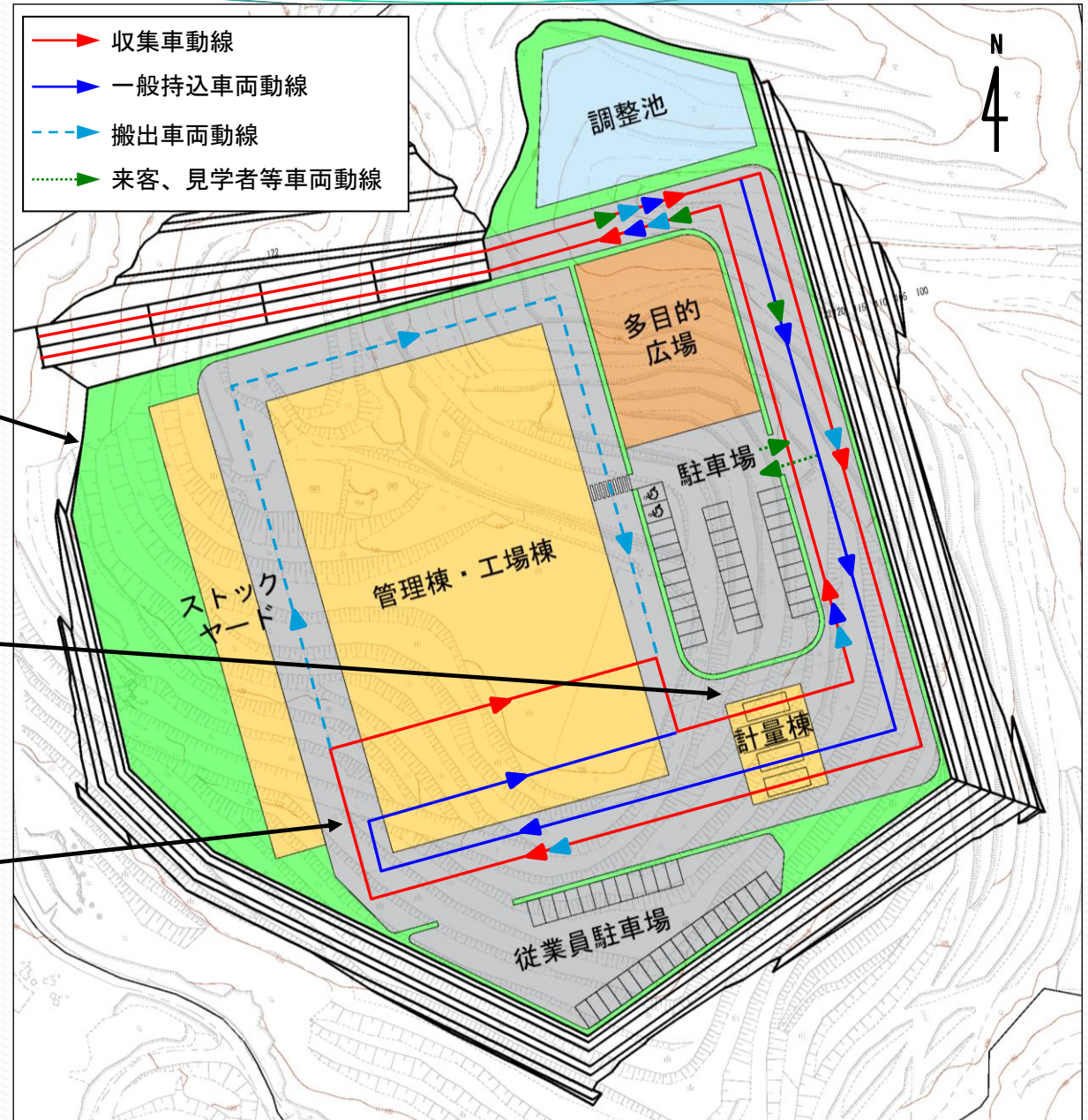
●造成敷地は、近隣住宅への影響を考慮し、敷地の西側に配置します。（約2haの有効面積を確保）

●搬入車両渋滞時の滞留長を確保するため、敷地入口から計量棟までの距離を確保します。

●場内の混雑を避けるため、計量機を入口、出口にそれぞれ設置します。（※現施設は入口、出口を共用し1機で運用）

●ごみ収集車（業者車両）と一般持込車両（住民車両）の動線を分離し、一般持込車両が安全に荷下ろしできる動線を確保します。

※概略配置計画例であり、実際の配置は、今後の設計により決定していきます。



3. 次期リサイクル施設整備の概要について

⑨災害対策

1) 耐震対策

ごみ処理施設は、国が定める「廃棄物処理施設整備計画」において、施設の耐震化等災害に対しての強靱性を確保することが求められています。

地震発生時に倒壊、部分崩壊などの大きな損傷を発生させないように、また、処理が滞りなく行えるように、「建築基準法」等の各建築関係法規を満足することに加え、「官庁施設の総合耐震計画基準」に規定される耐震安全性を考慮して設計を行います。

2) 火災等の対策

近年、全国的にリチウムイオン電池に起因する火災等の事故・トラブル事例があることから、火災等の対策を行います。

説明会の流れ

1. ごみ処理施設の概要
2. 次期リサイクル施設の候補地選定について
3. 次期リサイクル施設整備の概要
4. 生活環境影響調査について
5. し尿処理場の廃止の概要
6. 都市計画決定について
7. 都市計画原案の縦覧・公聴会について
8. 今後のスケジュール（予定）

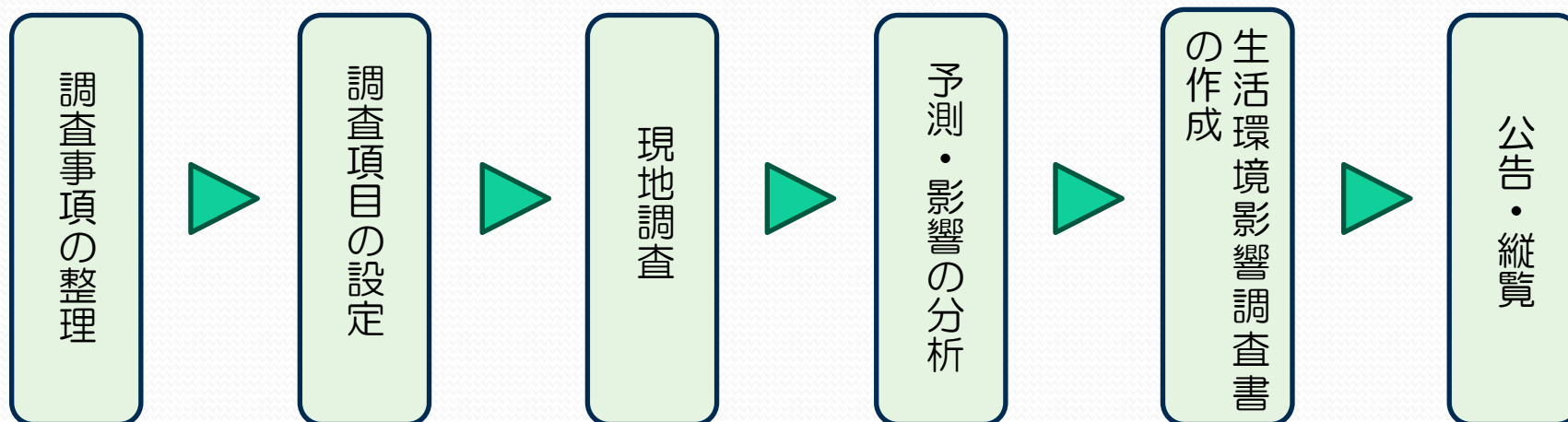
4. 生活環境影響調査について

①調査の目的

生活環境影響調査は、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」において義務付けられている調査で、**次期リサイクル施設が周辺の生活環境へ及ぼす影響について事前に調査、予測及び評価を行うことにより、新たな施設周辺の環境保全に資することを目的**としています。

②調査の手順

国が示す「廃棄物処理施設生活環境影響調査指針」（平成18年9月 環境省 廃棄物・リサイクル対策部）に基づいて以下の手順で実施しました。



4. 生活環境影響調査について

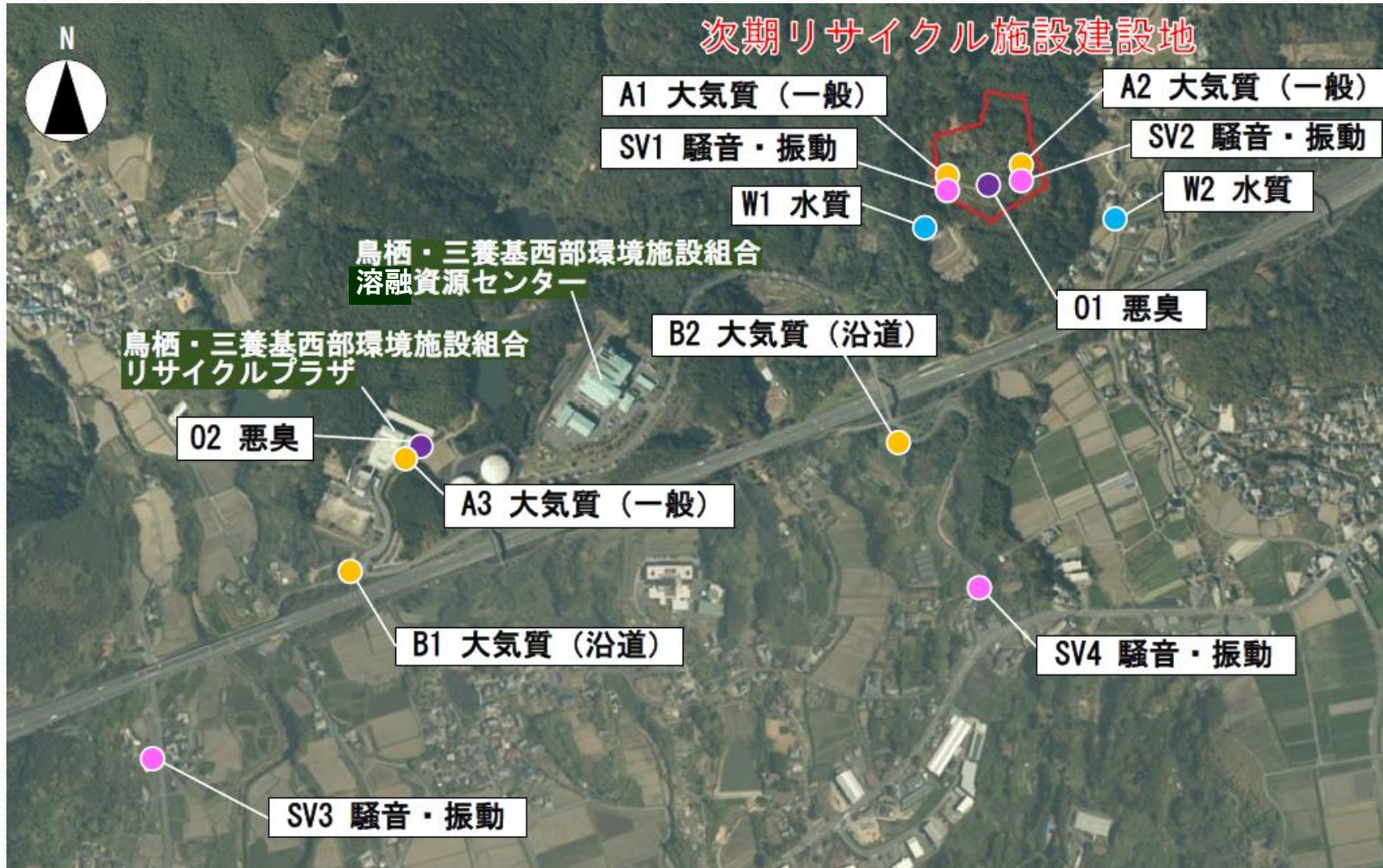
③調査項目の設定

国が示す「廃棄物処理施設生活環境影響調査指針」で選定されている「破碎・選別施設」の項目の中から、施設の事業特性を考慮して調査項目を選定しました。

生活環境影響 調査項目	生活環境影響要因			
	施設排水の 排出	施設の稼働	施設からの 悪臭の漏洩	廃棄物運搬 車両の走行
大気質		○		○
騒音		○		○
振動		○		○
悪臭			○	
水質	○			

4. 生活環境影響調査について

④現地調査 実施地点



4. 生活環境影響調査について

⑤現地調査 実施時期

調査項目	調査地点	季節	調査時期
大気質	A1、A2	冬季	令和5年1月27日(金)～2月27日(月)
		夏季	令和5年6月30日(金)～7月31日(月)
	B1、B2	冬季	令和5年2月17日(金)～2月23日(木)
		夏季	B1:令和5年8月22日(火)～8月28日(月) B2:令和5年8月2日(水)～8月8日(火)
	A3	秋季	令和5年11月13日(月)
騒音・振動	SV1～SV4	秋季	令和5年11月7日(火)～11月8日(水)
悪臭	O1、O2	夏季	令和5年7月20日(木)
水質	W1、W2	渇水期	令和5年2月16日(木)
		平水期	令和5年5月17日(水)
		豊水期	令和5年7月26日(水)

4. 生活環境影響調査について

⑥現地調査結果、施設稼働後の予測・影響の分析【大気質：施設の稼働】

【現地調査結果】

項 目	調査地点	冬季	夏季
粉じん（降下ばいじん）	A1（建設地 西側）	5.23t/km ² /月	4.3t/km ² /月
	A2（建設地 東側）	5.59t/km ² /月	4.9t/km ² /月
項 目	調査地点	秋季	
粉じん（総粉じん）	A3（既存施設）	0.1mg/m ³ 未満	

【施設稼働後の予測・影響の分析】

項 目	予測地点	予測結果	生活環境の 保全上の目標※	適合
粉じん（総粉じん）	建設地 敷地境界	現況と同等以下 (0.1mg/m ³ 未満)	0.15mg/m ³ 以下	○

※「建築物における衛生的環境の確保に関する法律」（昭和45年法律第20号）における建築物環境衛生管理基準の浮遊粉じんの量に関する基準

【環境保全措置】

- ・ 設備機器は屋内に設置し、粉じんの拡散を防止します。
- ・ 十分な能力を有する集じん器を設置します。
- ・ 散水等により粉じんの飛散を防ぎます。
- ・ 各設備の定期点検を実施し、正常運転、適正な維持管理を行います。

4. 生活環境影響調査について

⑥現地調査結果、施設稼働後の予測・影響の分析【大気質：運搬車両の走行】

【現地調査結果】

項 目	調査地点	冬季	夏季
二酸化窒素 (ppm)	B1（西側ルート）	0.006	0.003
	B2（東側ルート）	0.007	0.002
浮遊粒子状物質 (mg/m ³)	B1（西側ルート）	0.011	0.013
	B2（東側ルート）	0.012	0.010

【施設稼働後の予測・影響の分析】

項 目	予測地点	予測結果			生活環境の 保全上の目標	適合
		増加率（％）	年平均値	日平均値		
二酸化窒素 (ppm)	西側ルート	0.000	0.00509	0.016	0.04ppm以下 ※1	○
	東側ルート	0.004	0.00511	0.016		
浮遊粒子状物質 (mg/m ³)	西側ルート	0.0000	0.012004	0.033	0.10mg/m ³ 以下 ※2	○
	東側ルート	0.0001	0.011005	0.031		

※1「二酸化窒素に係る環境基準について」(昭和53年環境庁告示第38号)における環境基準

※2「大気の汚染に係る環境基準について」(昭和48年環境庁告示第25号)における環境基準

【環境保全措置】

- ・ 廃棄物運搬車両の運転者には、制限速度を遵守させ、空ふかしや無駄なアイドリングを行わないように指導を徹底します。
- ・ 廃棄物運搬車両は、十分に整備・点検を行うことにより、常に良好な状態で使用し、環境への負荷を軽減します。
- ・ 搬入車両の集中を回避するため、車両の分散化を図ります。

4. 生活環境影響調査について

⑥現地調査結果、施設稼働後の予測・影響の分析【騒音・振動：施設の稼働】

【現地調査結果】

項 目	調査地点	時間区分	測定レベル (dB)
騒 音	SV1 (建設地 西側)	昼間	48
	SV2 (建設地 東側)		51
振 動	SV1 (建設地 西側)	昼間	25未満
	SV2 (建設地 東側)		25未満

【施設稼働後の予測・影響の分析】

項 目	予測地点	時間区分	増加量 (dB)	予測結果 (dB)	生活環境の保全上の目標	適合
騒 音	建設地 敷地境界 西側	昼間	6.1	54	60dB以下 ※1	○
	建設地 敷地境界 東側		2.0	53		
振 動	建設地 敷地境界 西側	昼間	19.6	45	60dB以下 ※2	○
	建設地 敷地境界 東側		17.6	43		

※1「特定工場等において発生する騒音の規制に関する基準」(昭和43年厚生省・農林省・通商産業省・運輸省告示第1号)、平成30年鳥栖市告示第37号に基づく特定工場等に係る騒音の規制基準(第2種区域)

※2「特定工場等において発生する振動の規制に関する基準」(昭和51年環境庁告示第90号)、平成30年鳥栖市告示第39号に基づく特定工場等に係る振動の規制基準(第1種区域)

【環境保全措置】

- ・設備機器は、騒音や振動の発生が少ない機種を選定します。
- ・設備機器は基本的に屋内に設置し、周辺への騒音や振動の伝播を防止します。
- ・各設備の定期点検を実施し、性能の維持に努め、異常な騒音及び振動が発生することがないように適切に維持管理を行います。

4. 生活環境影響調査について

⑥現地調査結果、施設稼働後の予測・影響の分析【騒音・振動：運搬車両の走行】

【現地調査結果】

項 目	調査地点	時間区分	測定レベル (dB)
騒 音	SV3 (西側ルート)	昼間	61
	SV4 (東側ルート)		55
振 動	SV3 (西側ルート)	昼間	26
	SV4 (東側ルート)		36

【施設稼働後の予測・影響の分析】

項 目	予測地点	時間区分	増加量 (dB)	予測結果 (dB)	生活環境の 保全上の目標	適合
騒 音	西側ルート	昼間	0.0	61	65dB以下 ※1	○
	東側ルート		0.9	56		
振 動	西側ルート	昼間	0.6	27	55dB以下 ※2	○
	東側ルート		5.7	42		

※1「騒音に係る環境基準について」(平成10年環境庁告示第64号)における道路に面する地域の騒音の環境基準(B地域)

※2「地方公共団体担当者のための建設作業振動対策の手引き」(平成24年環境省)における人間の振動感覚閾値

【環境保全措置】

- ・大気質（廃棄物運搬車両の走行）と同様に廃棄物運搬車両の運転者へ指導を徹底し、廃棄物運搬車両は良好な状態で使用します。
また、搬入車両の集中を回避するため、車両の分散化を図ります。

4. 生活環境影響調査について

⑥現地調査結果、施設稼働後の予測・影響の分析【悪臭】

【現地調査結果】

項 目	調査地点	調査結果
特定悪臭物質	O1（建設地）	全ての項目で規制基準を満足
	O2（既存施設）	
臭気指数	O1（建設地）	16（草木の臭い）
	O2（既存施設）	10未満

【施設稼働後の予測・影響の分析】

項 目	予測地点	予測結果	生活環境の 保全上の目標	適合
特定悪臭物質	建設地 敷地境界	規制基準以下	規制基準以下 ※1	○
臭気指数		10未満	10以下 ※2	

※1特定悪臭物質は、鳥栖市の規制区域で規制されている規制基準値を参考として設定

※2臭気指数は、「悪臭防止法施行規則」（昭和47年総理府令第39号）に基づく第1号規制のうち臭気指数に係る規制基準で最も厳しい基準を参考として設定

【環境保全措置】

- ・ 外部に拡散しにくい構造とし、臭気の漏洩を防ぎます。
- ・ 搬入車両出入口扉を設け、臭気の漏洩を防ぎます。
- ・ 活性炭吸着等の脱臭装置を設置し、臭気の除去を行います。

4. 生活環境影響調査について

⑥現地調査結果、施設稼働後の予測・影響の分析 **【水質】** ※施設からの排水を下水道へ接続できない場合

【現地調査結果】

項 目	調査地点	渇水期（冬季）	平水期	豊水期（夏季）
・生活環境項目 ・健康項目	W1（河川）	各期とも全ての項目で規制基準を満足		
	W2（水路）			

【施設稼働後の予測・影響の分析】

項 目	予測地点	予測結果	生活環境の 保全上の目標※	適合
生物化学的酸素要求量 （BOD）	W1（河川）	1.5mg/L	2mg/L 以下	○

※「水質汚濁に係る環境基準」（昭和46年環境庁告示第59号）におけるA類型に指定される公共用水域で適用される環境基準を参考として設定

【環境保全措置】

- ・プラント排水は、排水処理設備で処理後再利用し、公共用水域への放流は行いません。
- ・生活排水は、浄化槽で処理後、公共水域に排水します。
- ・設置する浄化槽は、浄化槽法に基づき保守点検を行い、適切に維持管理を行います。

4. 生活環境影響調査について

⑦「生活環境影響調査」における総合的な評価

生活環境影響調査の結果、**いずれの環境要素についても、生活環境の保全上の目標を満足しており、「施設の稼働・運搬車両の走行」等による周辺地域への生活環境の保全に支障のないものと評価**しました。

また、「環境保全措置」を適切に講じて環境への影響を低減するように努め、事業を実施していきます。

⑧「生活環境影響調査書」の縦覧

上記について、生活環境影響調査書として取りまとめ、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」及び「佐賀県東部環境施設組合条例」の規定に基づき、周辺町区へ周知・公告の上、**令和6年2月5日（月）から令和6年3月4日（月）まで縦覧を実施**しました。

公告・縦覧において、施設の設置に関し利害関係を有する方に対し、**生活環境の保全上の見地から意見書の提出を求めましたが、期限（令和6年3月19日）までに提出がありませんでした。**

説明会の流れ

1. ごみ処理施設の概要
2. 次期リサイクル施設の候補地選定について
3. 次期リサイクル施設整備の概要
4. 生活環境影響調査について
5. し尿処理場の廃止の概要
6. 都市計画決定について
7. 都市計画原案の縦覧・公聴会について
8. 今後のスケジュール（予定）

5. し尿処理場の廃止の概要



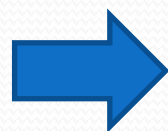
現状

し尿処理棟及び管理棟

- ・昭和60年3月 竣工
- ・令和2年10月 稼働停止

今後

汚物処理場（し尿処理場）
としての土地利用計画は無い



汚物処理場（し尿処理場）を廃止します。

説明会の流れ

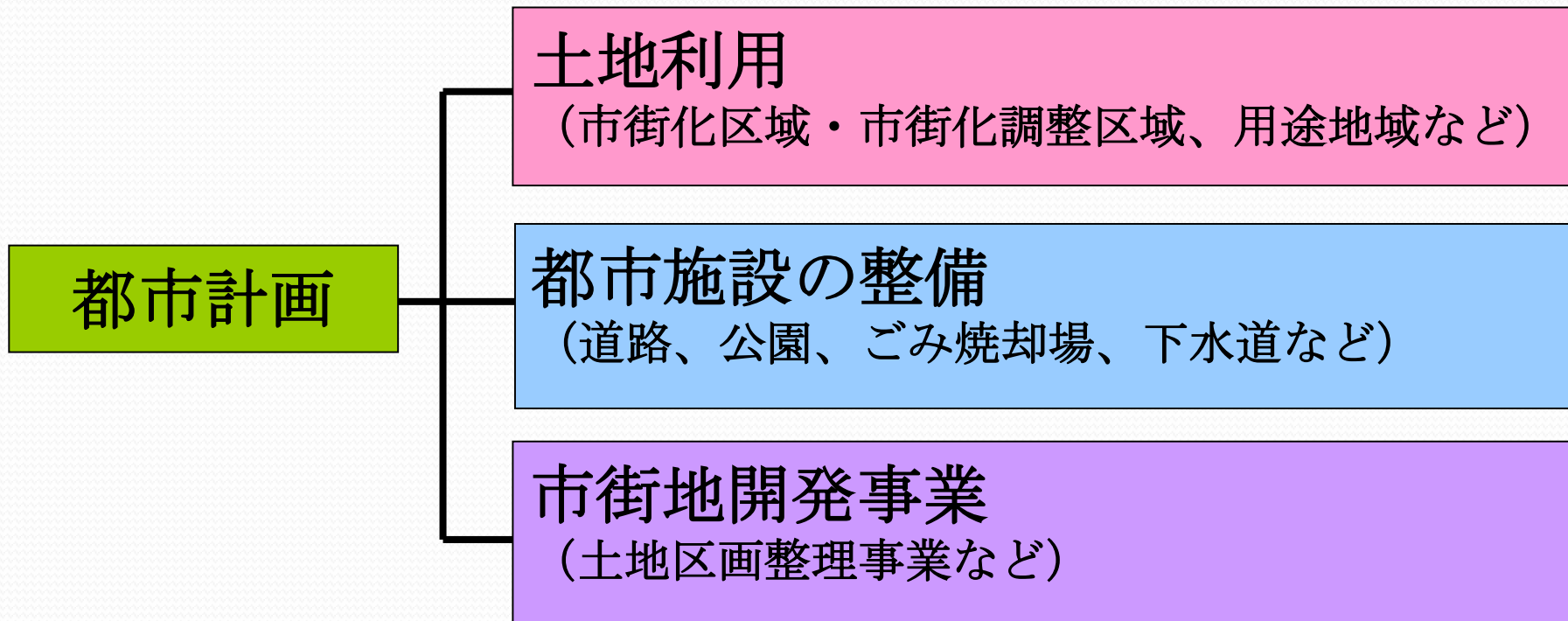
1. ごみ処理施設の概要
2. 次期リサイクル施設の候補地選定について
3. 次期リサイクル施設整備の概要
4. 生活環境影響調査について
5. し尿処理場の廃止の概要
6. 都市計画決定について
7. 都市計画原案の縦覧・公聴会について
8. 今後のスケジュール（予定）

6. 都市計画決定について

(6-1) 都市計画とは

(都市計画法第4条・抜粋)

都市の健全な発展と秩序ある整備を図るための土地利用、都市施設の整備及び市街地開発事業に関する計画



6. 都市計画決定について

(6-2) 都市施設（都市計画決定された施設）とは

（都市計画法第11条・抜粋）

都市計画区域については、都市計画に、次に掲げる施設を定めることができる。

- 一 道路、都市高速鉄道、駐車場、自動車ターミナルその他の交通施設
- 二 公園、緑地、広場、墓園その他の公共空地
- 三 水道、電気供給施設、ガス供給施設、下水道、**汚物処理場**、**ごみ焼却場****その他の供給施設又は処理施設**



「次期リサイクル施設」は「その他の処理施設」、
この都市計画として定めた施設を都市施設とよぶ

「し尿処理場」は「汚物処理場」に該当する
(都市計画法第4条第5項)

6. 都市計画決定について

(6-3) 次期リサイクル施設の新設について都市計画決定が必要な理由

(建築基準法第51条・抜粋)

都市計画区域においては、卸売市場、火葬場、またはと畜場、汚物処理場、ごみ焼却場、その他政令で定める処理施設（ごみ処理施設等）の用途に供する建築物は、都市計画においてその敷地の位置が決定しているものでなければ、**新築**し、又は増築してはならない。



当該地に「ごみ処理施設」の建設するにあたり、都市計画の決定が必要

6. 都市計画決定について

(6-4) 次期リサイクル施設における都市計画決定する内容

(都市計画法第11条第2項・抜粋)
都市施設においては、都市施設の種類、名称、位置及び区域
その他政令で定める事項（面積）を都市計画に定めるものとする。



都市施設（次期リサイクル施設）における都市計画決定では、
以下の事項を定める。

- ①施設の種類・名称
- ②施設の位置・区域
- ③施設の面積

6. 都市計画決定について

(6-4) 次期リサイクル施設における都市計画決定する内容

1. 施設の種類・名称	施設の位置・区域	施設の面積
ごみ処理場／ (仮称) 佐賀県東部環境施設組合 マテリアルリサイクル推進施設	鳥栖市立石町字吉原、山田及び みやき町大字簗原字深底地内	約35,600㎡

2. 施設の位置・区域 (詳細)



6. 都市計画決定について

(6-5) し尿処理場における都市計画決定（廃止）する内容

1. 施設の種類・名称

汚物処理場・鳥栖市し尿処理場

施設の位置・区域

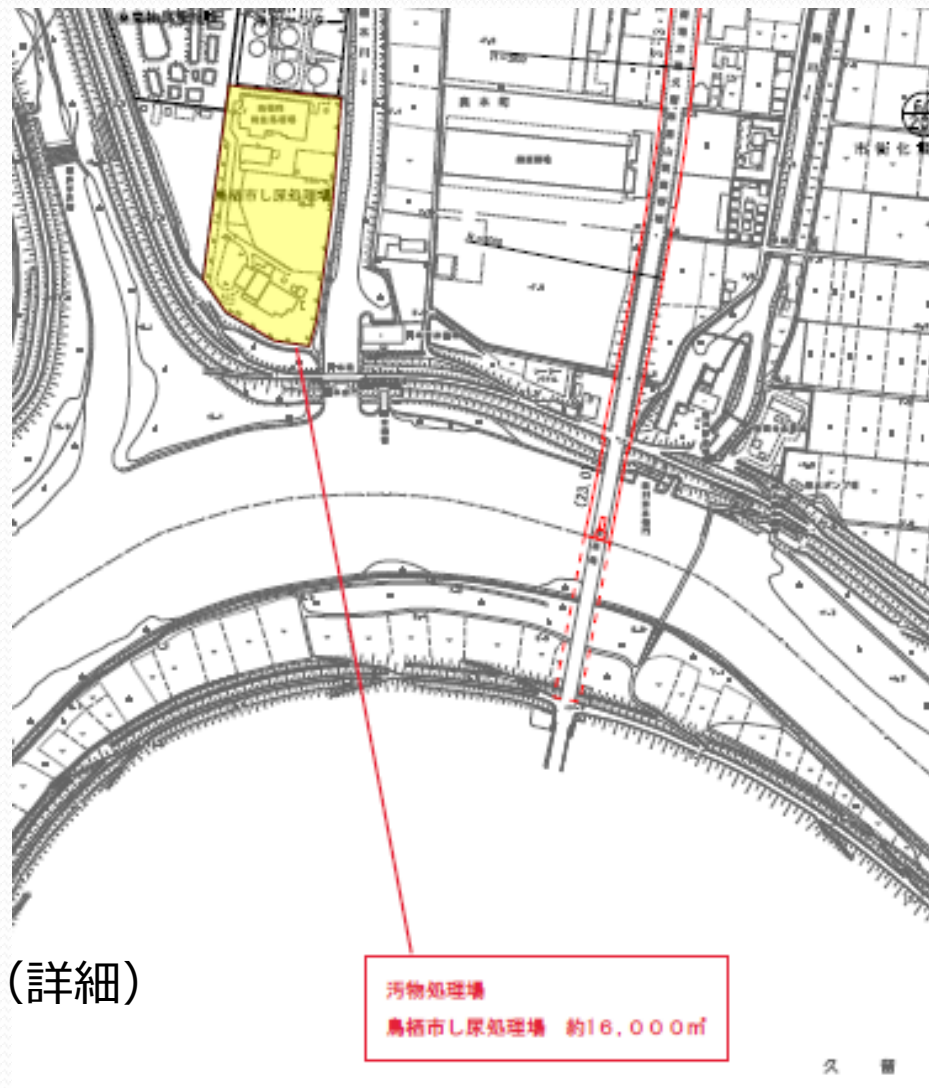
鳥栖市轟木町字今川

施設の面積

約16,000㎡

都市計画決定年月日

昭和38年11月20日



2. 施設の位置・区域（詳細）

説明会の流れ

1. ごみ処理施設の概要
2. 次期リサイクル施設の候補地選定について
3. 次期リサイクル施設整備の概要
4. 生活環境影響調査について
5. し尿処理場の廃止の概要
6. 都市計画決定について
7. 都市計画原案の縦覧・公聴会について
8. 今後のスケジュール（予定）

6．都市計画原案の縦覧・公聴会について

（7－1）都市計画原案の縦覧

期 間：令和6年7月9日（火）～7月23日（火）まで
（土、日、祝日を除く）

時 間：午前8時30分～午後5時15分

場 所：鳥栖市役所 市民環境部 環境課

6. 都市計画原案の縦覧・公聴会について

(7-2) 公聴会 ※所定の期日までに公述申出ありませんでした

対象案件：

- ① 次期リサイクル施設の都市計画決定
- ② し尿処理場の都市計画決定（廃止）

日 時：令和6年7月30日(火) 午後7時から

場 所：鳥栖市役所 3階大会議室1

公述申出書：

- ・提出期限：7月23日(火) 午後5時15分（必着）
- ・提出方法：郵送又は持参
- ・提出先：鳥栖市役所 都市整備課

説明会の流れ

1. ごみ処理施設の概要
2. 次期リサイクル施設の候補地選定について
3. 次期リサイクル施設整備の概要
4. 生活環境影響調査について
5. し尿処理場の廃止の概要
6. 都市計画決定について
7. 都市計画原案の縦覧・公聴会について
8. 今後のスケジュール（予定）

8. 今後のスケジュール（予定）

事項	時期	備考
原案説明会	7月5日（金）	
原案の縦覧（公聴会公告）	7月9日（火）～7月23日（火）	場所：鳥栖市役所 環境課
公述申出期限	7月23日（火）	受付：鳥栖市役所 都市整備課
公聴会	7月30日（火）	場所：鳥栖市役所 3階大会議室 1
案の公告・縦覧	9月6日（金）～9月20日（金）	場所：鳥栖市役所 都市整備課
都市計画審議会	本日	
決定告示	12月中旬（予定）	

第99回鳥栖市都市計画審議会説明資料

(諮問番号 1 1 3 号) 鳥栖基山都市計画公園の変更



令和6年11月8日

説明会の流れ

- 1．市民公園の区域変更について
- 2．都市計画決定について
- 3．都市計画原案の縦覧・公聴会について
- 4．今後のスケジュール（予定）

説明会の流れ

- 1．市民公園の区域変更について
- 2．都市計画決定について
- 3．都市計画原案の縦覧・公聴会について
- 4．今後のスケジュール（予定）

1. 市民公園の区域変更について

I. 区域変更を行う理由

サガン鳥栖U-15練習場の環境整備について練習場が一部市民公園にかかること及び市民公園内の利便性向上や利用者が増加することを目的に市民公園全体の区域を見直したことによります。

II. 区域面積の増減

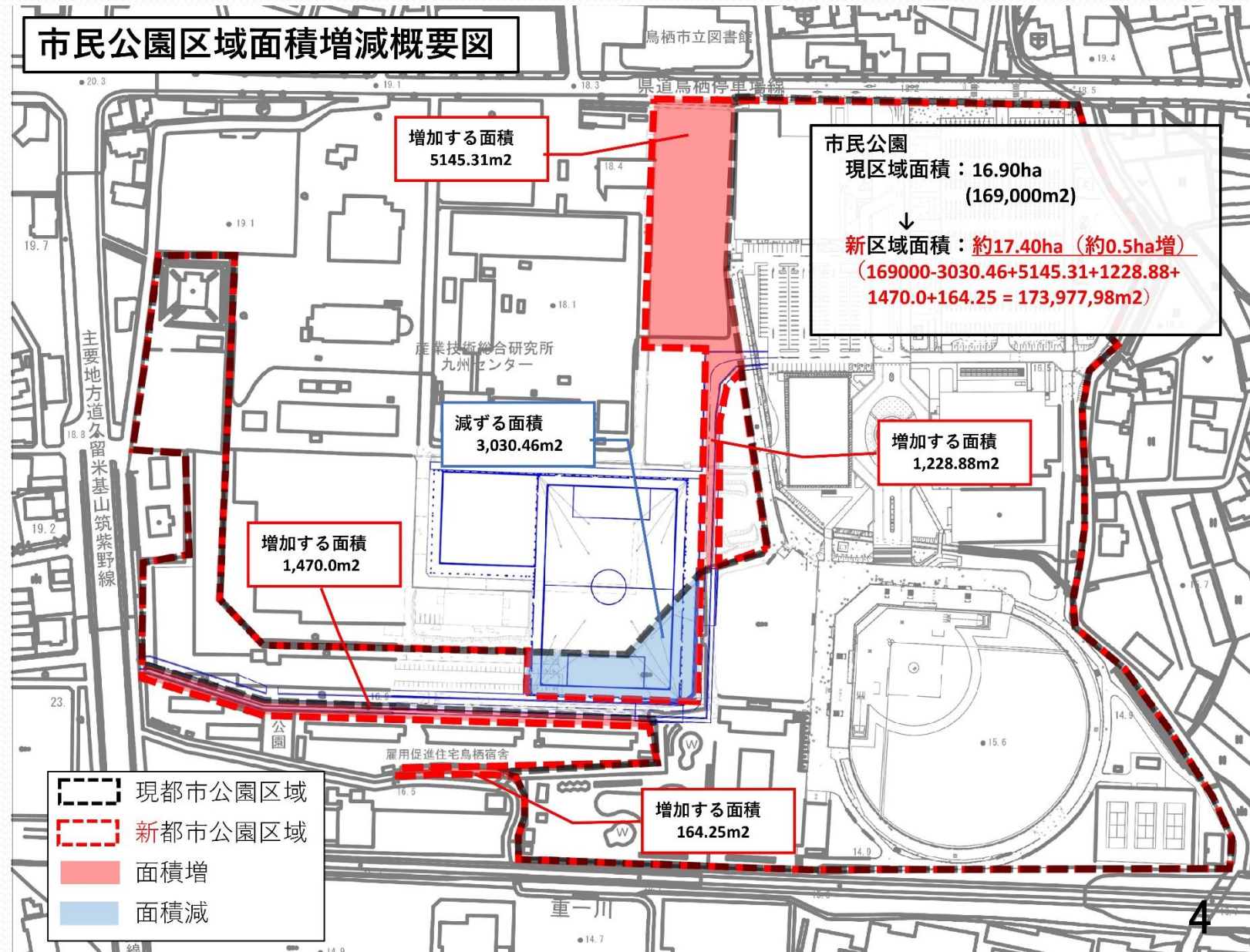
①サガン鳥栖U-15練習場提供面積
3,030.46m²

②県有地購入・譲受面積
8,008.44m²

市民公園面積

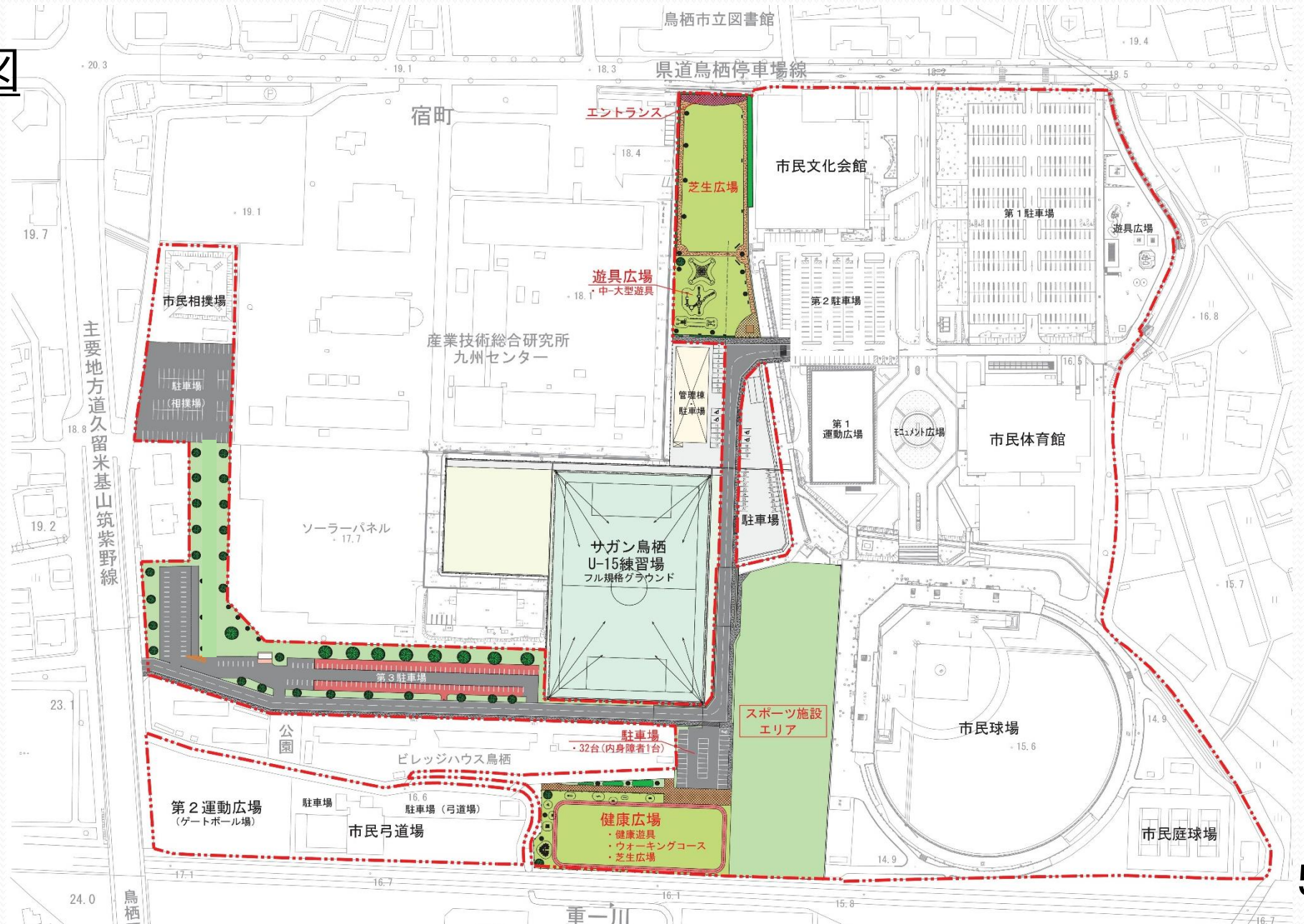
173,977.98m²

※②－①＝4,977.98m²増



1. 市民公園の区域変更について

市民公園基本計画図 (参考)



説明会の流れ

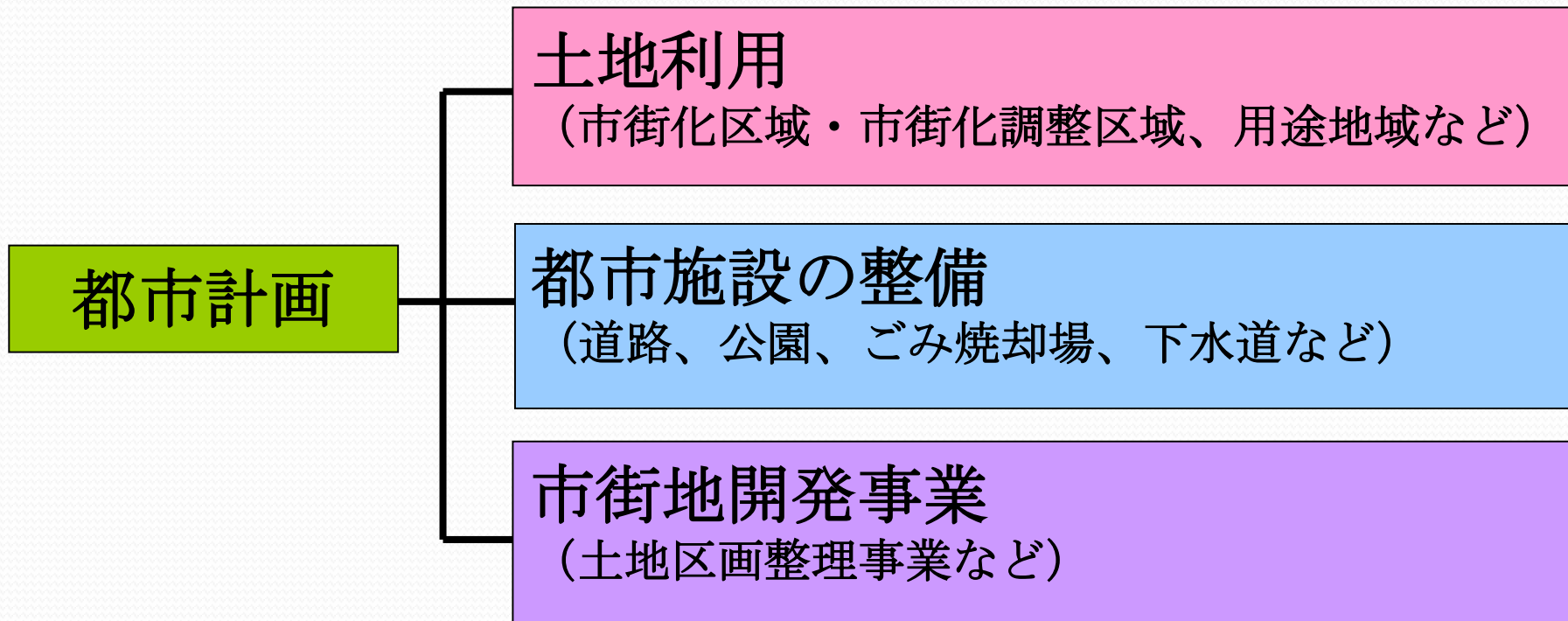
1. 市民公園の区域変更について
2. 都市計画決定について
3. 都市計画原案の縦覧・公聴会について
4. 今後のスケジュール（予定）

2. 都市計画決定について

(2-1) 都市計画とは

(都市計画法第4条・抜粋)

都市の健全な発展と秩序ある整備を図るための土地利用、都市施設の整備及び市街地開発事業に関する計画



2. 都市計画決定について

(2-2) 都市計画施設（都市計画決定された施設）とは

（都市計画法第11条・抜粋）

都市計画区域については、都市計画に、次に掲げる施設を定めることができる。

- 一 道路、都市高速鉄道、駐車場、自動車ターミナルその他の交通施設
- 二 **公園**、緑地、広場、墓園その他の公共空地
- 三 水道、電気供給施設、ガス供給施設、下水道、汚物処理場、ごみ焼却場その他の供給施設又は処理施設



「市民公園」は昭和48年12月27日に初めて都市計画決定されています。

この都市計画として定めた都市施設を都市計画施設と呼び、（都市計画法第4条第5項）

さらにこの都市計画施設に該当する公園を「**都市公園**」と呼びます。

（都市公園法第2条第1項第1号）

2. 都市計画決定について

(2-3) 都市公園の区域変更と都市計画決定の関係性について

(都市公園法第16条)

公園管理者は、次に掲げる場合のほか、みだりに都市公園の区域の全部又は一部について都市公園を廃止してはならない。

- 一 都市公園の区域内において都市計画法の規定により公園及び緑地以外の施設に係る都市計画事業が施行される場合その他公益上特別の必要がある場合
- 二 廃止される都市公園に代わるべき都市公園が設置される場合
- 三 公園管理者がその土地物件に係る権原を借受けにより取得した都市公園について、当該貸借契約の終了又は解除によりその権原が消滅した場合



都市公園法により、公園の面積を減らすのことは原則禁止されております
本件は、面積が減少しないのでこの条文に抵触しません **(4,977.98㎡増)**

説明会の流れ

1. 市民公園の区域変更について
2. 都市計画決定について
3. 都市計画原案の縦覧・公聴会について
4. 今後のスケジュール（予定）

3. 都市計画原案の縦覧・公聴会について

(3-1) 都市計画原案の縦覧

期 間：令和6年7月9日（火）～7月23日（火）まで
（土、日、祝日を除く）

時 間：午前8時30分～午後5時15分

場 所：鳥栖市役所 建設部 都市整備課

3. 都市計画原案の縦覧・公聴会について

(3-2) 公聴会 ※所定の期日までに公述申出ありませんでした

日 時：令和6年7月30日(火) 午後7時から

場 所：鳥栖市役所 3階大会議室1

※申出がなければ中止となります。

また、人数の関係で場所を変更する場合があります。

その際は、担当者が3階大会議室1にて案内します。

公述申出書：

- ・提出期限：7月23日(火) 午後5時15分（必着）
- ・提出方法：郵送又は持参
- ・提出先：鳥栖市役所 都市整備課

説明会の流れ

- 1．市民公園の区域変更について
- 2．都市計画決定について
- 3．都市計画原案の縦覧・公聴会について
- 4．今後のスケジュール（予定）

4. 今後のスケジュール（予定）

事項	時期	備考
原案説明会	7月2日（火）	
原案の縦覧（公聴会公告）	7月9日（火）～7月23日（火）	場所：鳥栖市役所 都市整備課
公述申出期限	7月23日（火）	受付：鳥栖市役所 都市整備課
公聴会	7月30日（火）	場所：鳥栖市役所 3階大会議室 1
案の公告、縦覧	9月6日（金）～9月20日（金）	場所：鳥栖市役所 都市整備課
都市計画審議会	本日	
決定告示	12月中旬（予定）	